

第4章 誘導施設の検討

(1) 誘導施設の検討及び抽出

① 誘導施設とは

・ 誘導施設は、医療施設、福祉施設、商業施設など、都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものです。また、都市機能誘導区域の特性に応じてそれぞれの区域ごとに定めるものです。

また、誘導施設のうち、次の施設は都市機能立地支援事業及び都市再構築戦略事業の交付対象（一部条件あり）となります。

対象施設	施設名	法的位置づけ
医療施設	特定機能病院	医療法第4条の2
	地域医療支援病院	医療法第4条
	病院(特定機能病院及び地域医療支援病院を除く)	医療法第1条の5
	診療所	
	調剤薬局	医療法第1条の2
社会福祉施設	「社会福祉法」「老人福祉法」「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」「生活保護法」「高齢者の医療の確保に関する法律」「地域における医療及び介護の促進に関する法律」「介護保険法」「児童福祉法」「母子及び父子並びに寡婦福祉法」「母子保健法」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める施設又は事業の用に供する施設のうち、通所等を主目的とする施設	
教育文化施設	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条6項
	幼稚園	学校教育法第1条
	小学校	
	中学校	
教育文化施設	義務教育学校	学校教育法第1条
	高等学校	
	中等教育学校	
	特別支援学校	
	大学	
	高等専門学校	学校教育法第124条
	専修学校	
	各種学校	学校教育法第134条
	図書館	図書館法第2条
博物館・博物館相当施設	博物館法第2条第1項、第29条	
子育て支援施設	乳幼児一時預かり施設(厚生労働省による一時預かり事業実施要綱に定める基準に則って施設を整備・運営するものに限る)及び子ども送迎センター(厚生労働省による広域的保育所等利用事業実施要綱に定める基準に則って施設を整備・運営するものに限る)	

②誘導施設の検討の基本となる都市機能施設候補の抽出

- ・都市計画運用指針の考え方等を踏まえ、各施設をどのような地域に配置することが望ましいかを分類し、都市機能誘導区域に誘導することが望ましい施設（利便性が高く、人が多く集まり、市の中心部に配置することが望ましい施設）の候補を抽出しました。

【各施設の配置のあり方】

	○市域全域に分散して配置することが望ましい施設	○地域の中心等に配置することが望ましい施設 ○特定の地区に配置することが望ましい施設	○利便性が高く、人が多く集まり、市の中心部に配置することが望ましい施設
医療施設		病院 診療所	
社会福祉施設	老人デイサービスセンター等通所型施設		
高齢化の中で必要性の高まる施設	小規模多機能型居宅介護事業所	地域包括支援センター	
子育て支援施設	幼稚園、保育所、認定こども園、児童館	子育て支援センター	
教育施設	小・中学校	高等学校等	
文化・集会施設	集会所	図書館 公民館 文化ホール、美術館、博物館等	中央公民館
商業施設	スーパーマーケット コンビニエンスストア	大規模小売店舗	
行政施設	銀行・郵便局	出張所等	市庁舎 国・県等の出先機関



誘導施設として位置づけるかを検討する施設

③本市における都市機能誘導区域内に誘導する施設の抽出

- ・ 下記誘導施設候補から、本市の特性等を踏まえて本市の都市機能誘導区域内に誘導する施設を設定しました。

【誘導施設に位置づけた施設】

施設名	配置方針
大規模小売店舗 (1,000㎡以上)	・大規模小売店舗は、中心市街地の活性化やコンパクトなまちづくりに大きな影響を与えるため、売り場面積が1,000㎡以上の店舗を誘導施設に位置づけます。
港湾施設 (旅客船ターミナル)	・海上交通の要であり、笠岡諸島有人7島を結ぶ航路の離発着施設である旅客船ターミナルは、本市を特徴づける施設として誘導施設に位置づけます。
老人福祉センター、 保健センター、 地域包括支援センター	・現在、都市機能誘導区域の番町地区（十一番町）に立地しています。 ・年齢を問わず、多くの人が福祉・保健・社会活動などさまざまな用途に使用される施設であることから誘導施設に位置づけ、今後の施設更新に伴う地区外への流出抑制に努めます。
中央公民館	・現在、都市機能誘導区域のJR笠岡駅周辺地区に立地しています。 ・中央公民館は、市全域を対象とし、市民生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行っており、中心部の利便性の高い地域に誘導することが望ましい施設です。 ・このため、誘導施設に位置づけ、今後も生涯学習の核となる施設として、市内各地からの集客を促進します。
図書館	・現在、都市機能誘導区域の番町地区（六番町）に立地しています。 ・市内各地からの利用が見込まれる施設であり、中心部の利便性の高い地域に誘導することが望ましい施設です。 ・このため、隣接する文化施設とあわせて誘導施設に位置づけ、文化ゾーンの機能維持・強化に努めます。
市民会館、 竹喬美術館	・市民会館と竹喬美術館は、図書館と一団で文化ゾーンを形成しており、一体となって文化ゾーンを形成していくことが望ましい施設です。 ・このため、図書館と一体となって誘導施設に位置づけ、今後の施設更新に伴う地区外への流出抑制に努めます。
市庁舎	・現在、都市機能誘導区域に立地しています。 ・市庁舎は多くの市民が集まる施設であることから、利便性の高い本区域内での改修や建替え、移転等を誘導するため、誘導施設に位置づけます。
病院	・都市機能誘導区域を追加するため、改めて病院を誘導施設とすることについて検討した結果、本市のまちづくりとして、持続的で安心・安全な居住環境づくりを実現することを課題として掲げ、“この地域に住み続けたい”と思えるまちを目指していることから、病院のうち、全ての世代が医療サービスを受けることができる、「内科、外科、整形外科、小児科及び産婦人科の全てを診療科目として有する病院」を誘導施設に位置づけます。

【参考：検討したものの誘導施設に位置づけなかった施設】

施設名	配置方針
診療所	・診療所は、福祉施設等と同様に市域全域にバランスよく配置されることで、市民の利便性が高まる施設と考えられることから、誘導施設には位置づけないこととします。
高齢者福祉施設 (通所)	・高齢者福祉施設（通所）は、事業者による送迎が基本となり、市域に点在しています。今後も、市域全域にバランスよく配置することで利便性が高まる施設であると考えられることから、誘導施設には位置づけないこととします。
子育て支援センター	・本市には地域子育て支援拠点が5箇所あり、都市機能誘導区域には立地していませんが、都市機能誘導区域の周辺に3箇所立地しています。 ・地域子育て支援は、地域単位で実施する事業であるため、誘導施設には位置づけないこととします。
高等学校	・市内には高等学校が5施設立地し、都市機能誘導区域には立地していませんが、都市機能誘導区域の周辺に3施設立地しています。 ・高等学校は、多くが都市機能誘導区域に近接して立地するとともに、郊外への移転の可能性は低いと考えられます。また、区域内には新設や移転する場所の確保が困難なこと等から誘導施設には位置づけないこととします。
国・県等の 出先機関	・国・県等の主要な出先機関は、都市機能誘導区域に立地するほか、施設の機能や目的により周辺部等にも立地しています。 ・国・県等の出先機関は、広く市民を集客する施設ではなく、また、機能によっては周辺部にも立地することが適当なため、誘導施設には位置づけないこととします。